

会 議 記 録			
会 議 の 名 称	全員協議会	会議の場所	全員協議会室
		担当職員	山崎 浩久
日 時	平成24年9月25日(火)	開議	午後2時03分
		閉議	午後3時15分
出 席 委 員	議員 26名		
執行機関出席者	栗山市長、湯浅副市長、勝見副市長、山内政策推進室長、岸総務部長、西田総務課長、木村財政課長		
事務局出席者	今西局長、藤村次長、阿久根係長、三宅主任、山崎		
傍 聴	可・否	市民 1名	執行機関 1名

会 議 の 概 要

議長 開議

午後2時03分～

1 報告

<木曾議長>

放射性物質の検査機の配備が遅れていたが、10月17日に搬入することになった。測定内容については9.1ベクレルまで測定できるもので、非常に高価なものになっている。スウェーデン製であり、各会派に1枚ずつコピーを配付する。

2 亀岡市土地開発公社及び(財)亀岡市住宅公社の土地処理に関する報告について

<木曾議長>

本日は、前回、特別委員会の報告を受けて、市長からの報告があったが、再度市長から、議会の考え方に対する回答を再度いただくことにする。

<栗山市長>

昨年の12月に、公社間に不適正な土地取引があるとの指摘を受けて以後、調査特別委員会を再々開催願って、事実の確認や問題の指摘等、調査審議をいただき、議

会に大変なご負担をかける事態となりましたことにお詫びと感謝を申し上げます。また、過日の私の配慮に欠ける発言が、議員の皆さまの不信を招き、引き続きご心労を煩わすこととなってしまいましたことを深く反省しており、お詫びを申し上げます。調査特別委員会の報告書において確認されている事実や問題点、今後の再発防止策等につきましては、指摘されている事項を重く受けとめ、事件発生の背景、原因の再チェックと再発防止に向けた対策を着実に全力で取り組みますことを、改めてお約束させていただきます。ただ、違法性が指摘された行為に対して、告発義務があり適正に対処するよう指摘を受けていることでありますが、先の一般質問の答弁でも所見を述べさせていただいておりますとおり、色々な事情を総合判断して、市長の立場からは告発を控えることと、政治判断したところでありますのでご理解をお願いいたします。しかしながら、告発を控えることと私の責任は、別の問題と理解いたしております。調査特別委員会の報告でも指摘されていますように、チェック機能の不備や事後判断の緩さが招いた問題と反省すべきことは、この間にも申し上げてきたところでありますし、こうした私の判断の緩さが議会や市民の皆さんに大変な不安と不信を与えたものと考えております。ここに、改めて再発防止に万全を期してまいりますこととお約束させていただき、市長としての責任を、今議会に提案させていただく考えであります。後になりましたが、議員各位には、連日の決算審査でお疲れのところ、貴重な全員協議会の場で、公社土地取引問題について、改めて私の考えを述べる機会をいただきましたことに感謝を申し上げます。ありがとうございました。

< 西村議員 >

今の議題とは直接関係がないが、9月定例会6号議案、亀岡中学校の耐震工事にかかる入札の件で、契約案件が議決されていないにも関わらず、工事がほとんど済んでいた状況であった。このことは発注した教育委員会、事業課、そして特に問題になるのが、執行管理が機能していないことである。中間検査が全く行われていない。今までの慣例からこのままでよいという内部体質をこの際、十分点検をしていただきたい。コンプライアンスの問題である。

< 栗山市長 >

今、ご指摘いただいたことはきちりするように、また、議会との調整についてもその都度、きちりするように厳しく伝え、指示をした。

< 木曾議長 >

ルールを守りながら事業を進めるように徹底をお願いしたい。

< 吉田議員 >

告発をされない理由について、当初は実害なく終われたからほっとして気が回らなかった。その後は法令順守ができていなかった。告発すべきであったともおっしゃ

た。その後、当時発覚した時、常任理事本人が市長から厳しく叱責されたと発言をされた。その後、違法行為に疑義があるとの発言で、告発するのはどうかということに理由が変わった。最終的には、違法行為に疑義はないが、長年にわたって苦労をともにしてきたので人の情として告発はできないとおっしゃった。本日最後は政治判断ともおっしゃって、どれが本当か分からない。結局何の理由なのか。

< 栗山市長 >

私利私欲、第三者への利益の供与がなかった。法律的には顧問弁護士から聞き、必要義務ではなく、積極的努力義務とも聞いた。そういうことを総合的に判断して最終的に告発しないと判断をした。

< 吉田議員 >

そのことを聞いているのではない。理由が変わっていくが、結局理由は何なのか。

< 栗山市長 >

ほっとして気が回らなったと言ったが、これは、公表をしなかったという意味である。告発することに気が回らなったと言ったことはない。最終的にはもろもろのことを考え、政治的判断をした。ころころと私の考えが変わったと言われても私には理解できない。

< 吉田議員 >

もう少しわかりやすく、理由説明を願う。

< 栗山市長 >

確かに吉田議員がおっしゃる経過があったが、どれもその理由の1つではある。そういう経過をたどってきたが、専門家によく聞き、こちらの理解不足だと思ったので、最終的には違法行為に疑義がないと申し上げた。そういう経過をたどってきて最終的に政治判断をした。

< 吉田議員 >

土地開発公社の理事長はどういった理由で告発されないのか。

< 湯浅副市長 >

平成18年の行為は単独であったが、平成20年度は理事長も含めて行為者となっている。土地開発公社としては、損失については銀行への振込み手数料である。

735円であり極めて小さい。その後においては、実害なく整理がされ運営ができています。今回の調査結果や一連の事実関係を踏まえて再発防止に取り組むことが私に課せられた中身であると考えており、告発は考えていない。

< 吉田議員 >

再発防止をしながら、告発をしても構わない。二者択一ではない。何回も申し上げたが、土地開発公社は公文書偽造をされた被害者である。今の理由では納得しかねる。副市長の政治判断なのか。

< 湯浅副市長 >

土地開発公社の立場では、現在の段階で、整理がされ運営ができているのを踏まえ、また、調査結果を踏まえ再発防止に取り組む。告訴告発は考えていない。

< 吉田議員 >

山内室長に尋ねる。市長は前回の所見を出した後に専門家に相談し、疑義がなくなったと言われた。前回の所見を出した時は専門家に相談せずに所見を出したのか。

< 山内室長 >

疑義があると申したのは、平成18年当時の土地の関係において、不実記載を認めれば決算書の方が正しい。その土地に限ってみればということで、確かに土地においてはそういう理解であるが、借入金においては虚偽記載というのはおっしゃるとおりである。疑義があると申し上げたのは、土地もそういう解釈ができないということである。一方を認めれば、一方はそうでなくなる。他方を成立させれば、両方は成立しないということで、疑義があったとした。

< 吉田議員 >

疑義があるのは、土地が動いたかどうか確定していないということであったが、専門家に聞いたら所有権移転がされていないからということであった。議会の調査報告と一致をした。なぜ、専門家に聞いたらすぐわかることを調べもせず、疑義がある言われたのか。

< 山内室長 >

平成18年当時であるが、書類上は取引ができていたが、ただ、実態がなかったということである。どちらを正しいとみるかによって決算書の取り扱いが変わってくるということで疑義があったと言った。

< 吉田議員 >

実態と登記が違うのが犯罪である。合わせていかなければならない状況になっていることは明確である。何の疑義もない。初めの所見では、土地が動いたことではなく、犯罪行為の成立に疑義があるとされた。登記と実態が食い違っていることも認められている。登記は売買によって所有権が動いたと書いてあるわけで、それと実態が違うということは、売買で所有権が移っていないということである。何の疑義があるのか。

< 山内室長 >

平成18年の土地取引において、そのことを記した決算書との関係において両方は成立しないということである。その旨で疑義があったとした。平成18年に土地取引があったとすれば、決算書がそのことを記載していないということで虚偽公文書になる。土地取引がなかったとすれば、決算書が記載していないことが正しいということになる。そのことに対して相矛盾するということが疑義があったとした。

< 吉田議員 >

犯罪行為に疑義があると言われたことについて言っている。土地取引がなかったと山内室長がおっしゃった。そこを疑義があると言われれば話にならない。資産活用プロジェクト理事である山内理事が、実態がないような取引であったと言われ、そこがベースになって調査をしたが、最後になって、そこに疑義があったと言われたのかが分からないというのが1つと、もう1つは、なぜ、犯罪行為の成立に疑義があると言われたのかを聞いている。

< 山内室長 >

確かに18年の取引は実態がない取引であったということで、架空の取引という表現をしたと思う。そういう旨で取引がなかったという表現もした。ですから20年にその旨を是正したということである。是正するということは書面上、いわゆる第三者の対抗要件としての登記簿においては所有権移転が成立しているということである。(発言する者あり)

< 木曾議長 >

調査特別委員会の内容を重視していただくということであるので、よろしく願いたい。それでは、理事者は退席していただいて結構です。御苦労さんでした。

~午後2:31

(理事者退席)

3 地方自治法の一部改正について

地方自治法の一部改正について議会事務局長から説明 ... 別紙のとおり

< 立花議員 >

定例会ですと審議をしてきた者にとっては、通年議会がイメージしにくい。分かりやすく説明願う。また、一部組合議会に関して、南丹病院組合議会も脱退するということがありうるのかどうか。

< 事務局長 >

通年議会について、今までの法律の中で、三重県議会のように実質的に通年議会に近い運用をされているところがある。定例会の会期を大幅にとればよい。ただ、運用の中で、法律で定められていないので問題が出てきているというのが改正理由の一つになっている。他に、専決処分をさせないこと、招集について、招集されたものとみなすという規定になっている。その時期が来れば毎年開かれていくことになる。ただし、議員の任期が終了になればその時点で終了になり、新たに臨時会

を招集することになる。あらかじめ議会が開かれていることが分かることによって、休みを確保しやすくなり、より多くの方に関心を持っていただけること。審議日程が十分とれるというメリットがある。いずれにしても、選択制になっているので、通年議会にするか、今までと同じように、定例会、臨時会の運用でいくか、議会で決定されることになる。

一部事務組合については、脱退することは非常に大きな問題であり、そう簡単にできるものではない。ただ、行財政改革の中で、手続きの問題では組合よりそれぞれの市町村の方がよいということがあるようである。その際に利害関係が絡んできて、それぞれの議会で議決をしなければ脱退できないというのは不合理ではないかということもあり、2年前に予告することによって、脱退できることになった。

<中澤議員>

政務調査費から政務活動費に変わった。対象経費の範囲が広がるということであるが、具体例で説明を願う。

<事務局長>

対象経費については実務的にも困っている。不適切な使い方はできない。各地でも住民訴訟の対象になっている。「調査研究その他の活動」となっており、調査研究以外のものも含まれる可能性があることになるが、ただ、対象経費については今よりあまり対象範囲が広がることはないと考えている。全国市議会議長会に問い合わせをしたところ、準則を近々出すとのことであった。また、住民訴訟の中でどこまでなら使うことができるか、判例も出てきている。そういったことを勘案して議論をしていただくということで、資料等を提出させていただく。

<馬場議員>

通年議会の設定であるが、「議会は会議を開く定例日を条例で定める。」とある。3月議会は3月の何日から開会するという設定や3月の第一火曜日から開会するという設定でも構わないのか。

<事務局長>

差支えないと考える。

<井上議員>

直接請求についても条例制定するのか。

<事務局長>

直接請求は法律であり、条例改正は必要でない。条例に関係するのは、通年議会や委員会条例、会議規則、政務活動費である。

<木曾議長>

また、詳しい内容については、機会があれば勉強させていただきたいと考えている。本日はこの程度とする。それと11月28日に議員研修会を開催させていただく。

講師は全国市議会議長会の法制参事、廣瀬和彦先生をお願いをする。

(閉 会)

全員協議会終了 午後 3 時 1 5 分